



I 総論



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国・県の動き

わが国では、これまで少子化対策として、2003年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組が推進されてきました。

2015年には、「子ども・子育て関連3法※」（2012年制定）に基づく「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められ、さまざまな取組が展開されてきました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、さらには児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっており、コロナ禍の到来はこうした状況に拍車をかけています。

こういった中で2022年には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が制定されました。翌年には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

(2) 一宮市の主な取組

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一宮市次世代育成支援行動計画」を2007年に策定し、2010年には、「一宮市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定しました。

2015年には「子ども・子育て支援法」で策定が義務づけられた「市町村子ども・子育て支援事業計画」として「一宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の計画的な提供体制の確保量を定め、本市の子育て支援の方向性を明らかにしました。

2020年には、その後継となる「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の取組内容としては、保育園や認定こども園、小規模保育事業所、また、放課後児童クラブの定員を拡充するなど、多様化する子育てニーズに対応し、目標を達成してきました。しかしながら、放課後児童クラブにおいては、一旦、待機児童を解消したものの、一部の地区で待機児童が見込まれるため、引き続き注視していく必要があります。

(3) 「一宮市こども総合計画」策定の趣旨

本市では、国の「こども基本法」や「こども大綱」を受け、子ども施策を総合的に推進するために「一宮市こども総合計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。本計画は、本市の実情を踏まえながら、2024年度に計画期間が満了となる「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の後継である「第3期一宮市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。

※「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさす。

■子どもに関する国・県の主な動き

年	国の動き	県の動き
1994	・「児童の権利に関する条約」批准	
2000	・「児童虐待の防止等に関する法律」制定	
2003	・「次世代育成支援対策推進法」制定 ・「少子化社会対策基本法」制定	
2005		・「あいち 子育て・子育て支援プラン」策定
2007		・「愛知県少子化対策推進条例」制定
2009	・「子ども・若者育成支援推進法」制定	
2010	・「子ども・子育てビジョン」閣議決定	・「あいち はぐみんプラン」策定
2012	・「子ども・子育て関連3法」制定	
2013	・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 ・「いじめ防止対策推進法」制定	
2014	・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」改正 ・「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	・「愛知県子どもを虐待から守る条例」制定
2015	・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ・「子ども・子育て支援新制度」施行	・「あいち はぐみんプラン 2015-2019」策定
2016	・「子供・若者育成支援推進大綱」閣議決定	・「愛知子ども調査」実施
2017	・「子育て安心プラン」策定	
2018	・「新・放課後子ども総合プラン」策定	
2019	・「幼児教育・保育の無償化」開始	
2020		・「あいち はぐみんプラン 2020-2024」策定
2022	・「こども基本法」制定 ・「児童福祉法」改正 ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」策定	
2023	・「こども未来戦略」閣議決定 ・「こども大綱」閣議決定 ・「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」閣議決定 ・「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定 ・「放課後児童対策パッケージ」策定	・「あいち子ども・若者育成計画 2027」策定
2024	・「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」策定 ・「こどもまんなか実行計画 2024」策定	
2025		・「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」策定



2 計画の位置づけ

(1) こども基本法に定める「市町村こども計画」

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市における子ども施策に関する事項を定める計画です。

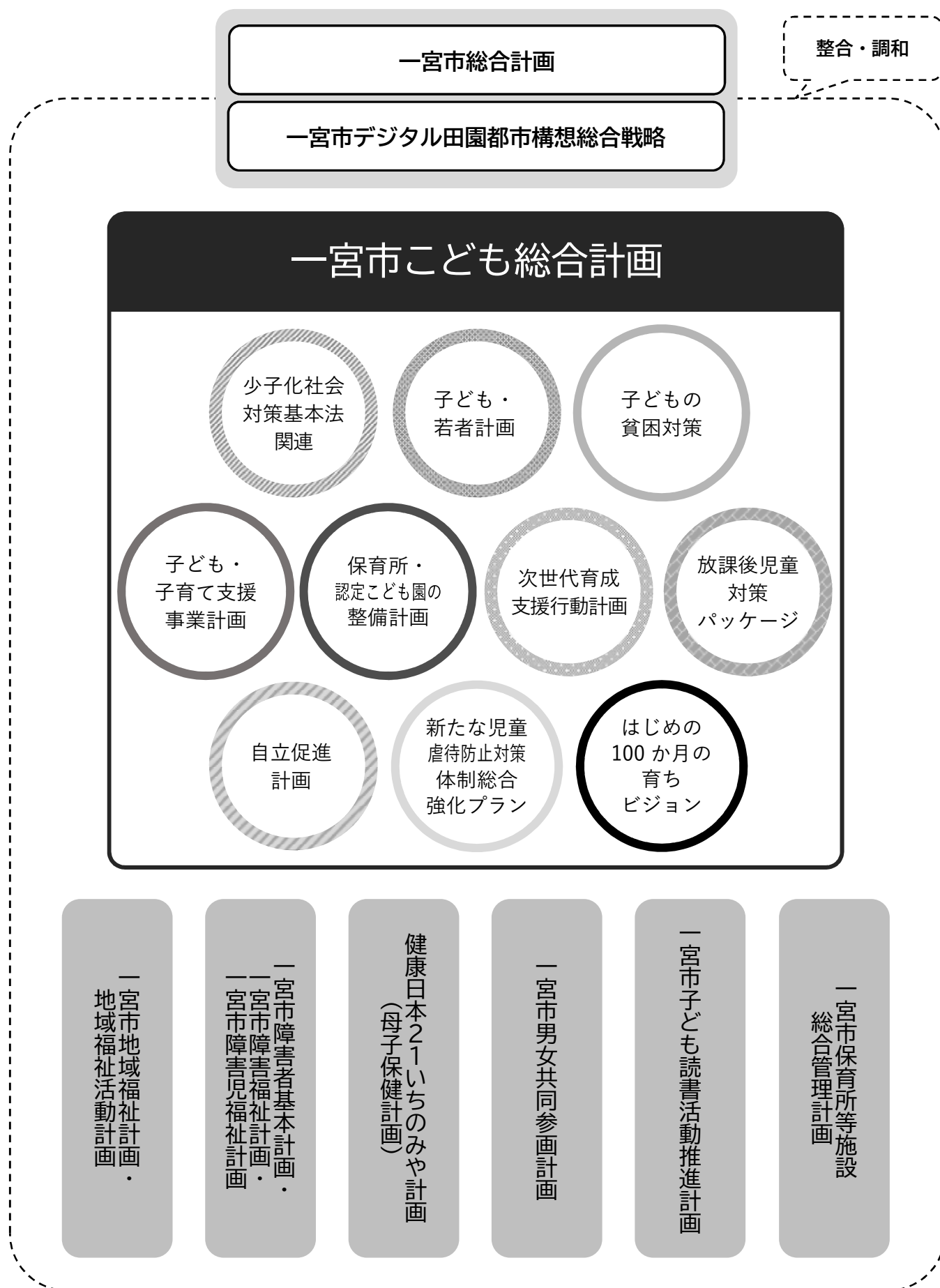
また、本計画は、次の子ども施策に関連する計画等を包括するものとして策定しています。

- 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する施策
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める「市町村計画」
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 児童福祉法第56条の4の2第1項に定める「市町村整備計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 放課後児童対策パッケージ
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」
- 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン
- 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）

(2) 「一宮市総合計画」の個別計画としての位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「一宮市総合計画」の個別計画として位置づけつつ、「一宮市デジタル田園都市構想総合戦略」や、「一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「一宮市障害者基本計画・一宮市障害福祉計画・一宮市障害児福祉計画」、「健康日本21いちのみや計画（母子保健計画）」、「一宮市男女共同参画計画」、「一宮市子ども読書活動推進計画」、「一宮市保育所等施設総合管理計画」などの関連計画と整合・調和を図るとともに、国の「こども大綱」や「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」を踏まえて策定します。

■関連計画等との関係図





3 計画の対象

本計画において、「子ども」とは、こども基本法を踏まえて「心身の発達の過程にある者」をいうこととします。また、本計画の対象は、妊娠期を含めた0歳からおおむね30代までの「子ども」と、その「子ども」を養育する家庭とします。

なお、制度に準じる場合には「こども」や「子供」と表記することとします。

4 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から2029年度の5か年とします。

■計画の期間

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第2期計画					
一宮市こども総合計画					

5 策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内組織である「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」を開催し、関係課の連携によって計画策定を進めました。なお、計画案の検討段階ごとに「一宮市子ども・子育て審議会」の意見をお聴きしました。

さらに、子どもやその保護者、その他の関係者の意見を把握すべく、各種アンケート調査やワークショップ、意見聴取ボードなどによる意見を基礎資料としつつ、市民意見提出制度により、広く市民の意見を求めて策定しました。



(意見聴取ボードによる意見の収集：354件)